

# 時津小P T A 学級委員等の選出に関する規程

第1条 学級委員等の選出方法、その他詳細については本規程に定める。  
なお、本規程の改廃は評議員会に諮ること。（規約第21条）

## 第2条 (学級委員)

学級委員長、及び専門部員（以下、学級委員）の選出は、次の要領で行う。

- 1 学級P T Aで話し合いの上で各学級5名を選出すること。  
(学級委員長1名、専門部員4名)  
また、専門部員4名は、学級委員長の補佐をすること。
- 2 児童1人につき、1度は学級委員となること。
- 3 児童1人につき、2回目の場合は優先的に役を選ぶことが出来ること。また、前年度の専門部長で希望する者は、次年度に同じ専門部の部員として活動することができる。
- 4 話し合いによる決定が困難な場合は、欠席者を含めてくじ等による決定を行うこと。
- 5 欠席者が学級委員となった場合は、新委員が連絡を取ること。
- 6 進級の際、学級編成の変更がない学級においては、前年度中に選出できること。
- 7 同一の者が2学年以上で選出の対象となった場合は、高学年が優先されること。

## 第3条 (学級委員の免除)

以下の場合は、学級委員の役職に就くことを免除する。

- 1 当該年度、交通安全母の会の役員 兼 地区委員となる場合。
- 2 当該年度、小・中・高等学校で本部役員となる場合。
- 3 在校児童1人につき、学級委員、交通安全母の会役員のいずれかの従事実績がある場合。（部会等への参加がなかった者は対象外。）  
ただし、免除該当者多数等により選出が困難な場合は、この限りではない。
- 4 本部役員として通算2年間の従事実績がある場合。（永久免除）
- 5 学級P T Aで承認された場合。  
(出産予定、仕事、家庭の事情、他校の学級委員、クラブ活動役員等での活動を理由とした場合であっても、承認されれば可。)

## 第4条 (学年委員長)

学年委員長の選出は、次の要領で行う。

- 1 各学年の学級委員長の互選により選出する。

## 第5条 (選考委員会)

専門部から各部1名、学年委員会から各学年1名を選考委員に任命し、選考委員会を組織する。また、選考委員長、副選考委員長を各1名選出する。

## 第6条 (専門部長、副部長)

各専門部の部長、副部長の選出は、次の要領で行う。

- 1 各専門部員の中から選出すること。
- 2 選出の際、欠席する者は代理人を立てること。

## 第7条 (部長等の免除)

以下の場合は、部長等の役職に就くことを免除する。

なお、部長等とは、専門部長、学年委員長、選考委員長、及び旧副学級委員代表を指すものとする。

- 1 部長等の経験者である場合。
- 2 第1子が1年生の場合。
- 3 児童1人につき2回目の場合は、一切の役職に就くことを免除する。  
ただし、免除該当者多数等により選出が困難な場合は、この限りではない。

## 第8条 (監査委員)

監査委員の選出については、会長又は選考委員会の指名によるものとし、評議員会、総会に諮るものとする。

## 第9条 (本部役員)

会長、副会長の選出については、選考委員会の指名によるものとし、評議員会、総会に諮るものとする。また、会計、庶務の選出については、会長又は選考委員会の指名によるものとし、評議員会、総会に諮るものとする。

## 第10条 (一人一役の免除)

以下の役職に就く者は、当該年度の一人一役を免除する。

- 1 本部役員
- 2 専門部長
- 3 選考委員長
- 4 学級委員長

付 則 1 本規程は、平成30年4月20日より実施する。

2 平成31年2月5日 一部改正

## 時津小学校 P T A 表彰及び慶弔に関する規程

第1条 学校教育を振興し、会員相互の親睦和哀の精神に則り、本則を制定する。

第2条 1 P T A運営並びに学校教育の振興に献身的に尽力した会員に対し、評議員会の決議を経て総会で表彰する。  
2 本校児童で特に善行のあった者は、学校とP T A理事会が協議し、その都度表彰する。  
3 会員外及び会員外の団体で、P T A運営並びに学校教育の振興に献身的に尽力したものについて、評議員会に諮った上で、総会時、又はその都度表彰する。

第3条 会長、副会長、庶務、会計、及び永年役員（監査、評議員は従事3年以上）として本会の発展に寄与した者に対しては、退会又は退任する時に感謝状を贈る。

第4条 教職員が退職又は転任した場合は、感謝状を贈る。

第5条 会員及び児童が死亡した場合、次の基準によって香典を供える。

- |            |          |
|------------|----------|
| 1 児童が死亡した時 | 10,000 円 |
| 2 会員が死亡した時 | 10,000 円 |

第6条 会員又は児童が被災し、被害が甚大と認められた時は、5,000 円を限度とした見舞金を、企画会に諮った上で贈る。

企画会は、次の評議員会でそれを報告し、承認を受ける。

付 則 1 規程の金額は、時宜に応じて評議員会の承認を経て変更することができる。  
2 この規程は、昭和 40 年 6 月 10 日より実施する。  
3 昭和 52 年 2 月 26 日 一部改正  
4 昭和 54 年 5 月 12 日 一部改正  
5 昭和 56 年 2 月 20 日 一部改正  
6 昭和 61 年 5 月 9 日 一部改正 同日施行  
7 昭和 63 年 3 月 16 日 一部改正  
8 平成 6 年 4 月 25 日 一部改正  
9 平成 10 年 4 月 24 日 一部改正 同日施行  
10 平成 14 年 4 月 1 日 一部改正  
11 平成 29 年 4 月 21 日 一部改正 同日施行

## 時津小学校 P T A 旅費に関する規程

第1条 本会の会員が、会務運営上必要な出張をする場合は、次に定める額を支給する。

- 1 交 通 費 汽車、電車、バス、船舶、実情にあわせて実費
- 2 日 当 1日につき 1,000 円
- 3 宿 泊 費 実費を支給する。
- 4 特殊な場合 必要と認めた場合、会長が専決し評議員会に報告する。

付 則 1 この規程は、昭和 54 年 5 月 12 日より実施する。

- 2 昭和 56 年 2 月 20 日 一部改正
- 3 昭和 61 年 5 月 9 日 一部改正 同日施行
- 4 昭和 63 年 3 月 16 日 一部改正
- 5 平成 8 年 4 月 20 日 一部改正
- 6 平成 14 年 4 月 1 日 一部改正
- 7 平成 16 年 4 月 28 日 一部改正
- 8 平成 29 年 4 月 21 日 一部改正

# 時津小学校 P T A 交通安全母の会会則

## 第1条 (名称)

この会は、時津小学校 P T A 交通安全母の会と称する。

## 第2条 (組織)

この会は、時津小学校の児童の保護者及びこの会に賛同する者をもって組織する。

## 第3条 (目的)

この会は、会員が相互の連帯を深め一体となって交通安全活動を行い、児童を交通事故から守り、明るい平和な社会づくりに寄与することを目的とする。

## 第4条 (活動)

この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 交通安全思想普及のための諸活動。
- 2 登校時における交通安全活動。
- 3 交通安全の講習会、講演会等の実施。
- 4 児童の交通安全についての積極的な指導。
- 5 児童の保護誘導及び交通安全施設の検討並びに改善の促進。
- 6 他団体との連絡及び協力。

## 第5条 (役員)

この会に次の役員を置く。

会長 1名 (P T A副会長兼務)

地区役員 各地区 2名以上 (副会長1名をその中から互選)

## 第6条 (役員の任務)

- 1 会長は、会を代表して会務を行い、役員会を召集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 地区役員は、各地区において実践活動を行う。

## 第7条 (役員の選出)

この会の役員選出については、次のとおりとする。

- 1 会員の互選により、各地区的代表（2名以上）を選出するものとする。
- 2 各地区とは、浦、野田1、野田2、元村1、元村2の5地区を指すものとする。

## 第8条 (役員会)

この会の役員は、必要に応じて会長が召集する。

## 第9条 (兼務)

- 1 交通安全母の会役員は、時津小 P T A 地區委員を兼務とする。
- 2 各地区1名は評議員として評議員会に出席する。

- 付 則
- 1 この会則は、平成 6 年 4 月 25 日から施行する。
  - 2 平成 8 年 4 月 25 日 一部改正
  - 3 平成 23 年 5 月 30 日 一部改正
  - 4 平成 29 年 4 月 21 日 一部改正
  - 5 平成 31 年 4 月 19 日 一部改正